中小企業・小規模事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年3月発行

3月10日に公表された緊急対応策の詳細（支援内容、申請期間等）が決定いたしました。ぜひご活用ください。（3月19日現在）

休校による休業の補償

事業活動の縮小や雇用への対応支援

売上等が急減する事業者への資金繰り支援

各種税金の申告・納付期限延長など

衆議院議員 木村てつや

船橋事務所
〒273-8982
千葉県船橋市湊町1-2-21-201
TEL 047-433-3088
FAX 047-498-9155

東京事務所
〒100-8982
東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館312号室
TEL 03-3508-7962　FAX 03-3508-3039

中小企業・小規模事業者への支援

目次

【提言】30兆円規模の補正予算編成 03

小学校休業等対応支援金（事業者向け） 04

小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け） 06

雇用調整助成金の特例 08

資金繰り支援 10

更なる金融支援 13

税金の申告・納付期限の延長 14

生活不安に対応するための緊急措置 15

「令和の恐慌」回避のための30兆円規模の補正予算編成に関する提言

自民党の若手議員でつくる議員連盟
「日本の未来を考える勉強会（会長安藤ひろし先生）」で、
新型コロナウイルス拡大による経済への影響を最小限に
食い止める**大胆な経済財政対策**を提言しています。
私は顧問として、提言実現に向けて支援しております。

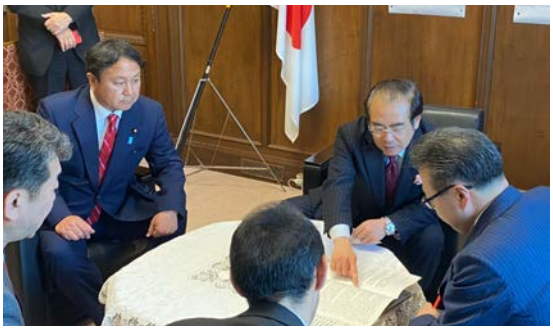

世耕弘成　参議院幹事長へ提言

1. 30 兆円規模の補正予算を編成し、財源には躊躇なく国債を発行してそれに充てること。なお、2025 年のプライマリーバランス黒字化目標は当分の間延期すること。

2. 被雇用者に対しては十分な休業補償をするとともに、事業者、特に中小企業及び小規模事業者（個人事業主を含む）に対しては、失われた粗利を 100%補償する施策を講ずること（特別融資だけでは不十分）。安心して休業できることは、有効な防疫対策にもなる。

3. 消費税は当分の間軽減税率を 0%とし、全品目軽減税率を適用すること（消費税法の停止でも可）。なお、消費税の減税のタイミングとして 6 月を目指し、各種調整を速やかに行うこと。

4. 従来から存在するあらゆる制度も活用し、資金繰り支援等企業の廃業防止、国民の不安を払拭するために全力で取り組むこと。

5. 国土強靭化、教育・科学技術投資、サプライチェーンの再構築、特定国依存型のインバウンドの見直しなど、内需主導型の経済成長を促す政策を検討すること。

以 上

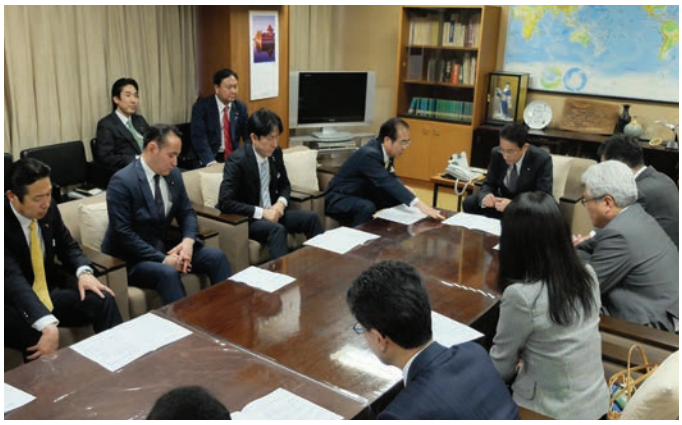

岸田文雄 政調会長へ提言

二階俊博 幹事長へ提言

4 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

事業主の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

令和２年２月27日から３月31日までの間に

- **新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども**
- **新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども**

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！

＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

○ **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×１０／１０**

具体的には、対象労働者１人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

○ **令和２年３月18日～６月30日まで**です。

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の２種類の様式があります。

＊事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について１度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター　※土日･祝日含む

０１２０－６０－３９９９　（受付時間：９：00～21：00）

③申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）**に郵送（配達記録が残るもの）してください。**（本社等の所在地により以下の４つに分かれます）

- **関東地区**　（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
  〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2　6階662執務室
- **東北、関西、四国、中国地区**
  （青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
  〒105-0014 東京都港区芝２-２８-８　芝二丁目ビル4階
- **北陸、中部、九州・沖縄地区**
  （新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
  〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階
- **北海道地区**
  〒550-8798　大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校（第１学年から第３学年まで）、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**

・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

・**新型コロナウイルスに感染した者**　　・**発熱等の風邪症状**が見られる者

・**新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者**

③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。

・上記のほか、**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：**学校の元々の休日以外の日**　（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）

・その他の施設（放課後児童クラブ等）：**本来施設が利用可能な日**

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・**学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象**

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

厚生労働省

※厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

○ **令和2年2月27日から3月31日**の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円（定額）**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

○ **令和2年３月１８日から６月３０日まで**です。

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。
○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ **「臨時休業等」とは**

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。（※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- **新型コロナウイルスに感染した者**
- **発熱等の風邪症状が見られる者**
- **新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者**

（３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

〈例〉
- **業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）**
- **業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）**
- **業務の日時　（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日　など）**

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- **時間や日を基礎として計算されるもの**
- **作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの**

など、**作業量や成果物により、報酬が算定されるもの**が該当します。

（４）小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと**

※　ただし、上記（２）②の子どもの世話を行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ **支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、**

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター　※土日・祝日含む
０１２０－６０－３９９９　（受付時間：９：00～21：00）

◎ **申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）**に郵送（配達記録が残るもの）してください。**

臨時休業　個人委託　検索

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報を電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から**令和2年7月23日まで**の場合に適用します。

① 新規学卒採用者など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても**助成対象とします。**

② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、

ア　前回の支給対象期間の満了日から1**年を経過していなくても助成対象**とし、

イ　**過去の受給日数にかかわらず、**今回の特例の対象となった休業等の**支給限度日数までの受給を可能**とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。

【既に講じている特例措置の内容】

③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、**令和2年5月31日まで**可能です。

④ 生産指標の確認期間を**3か月から1か月に短縮**しています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。）

⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります）

⑥ 最近3か月の雇用量が**対前年比で増加していても**助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。

・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

・小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得することにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020310企01

助成内容と受給できる金額	助成率（大企業）	助成率（中小企業）
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8，330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1／2	2／3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1，200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した１年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。（※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。）
- 事後提出する休業等については、１度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の２週間前をめどに、２回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で３判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、２か月以内です。

◆支給までの流れ

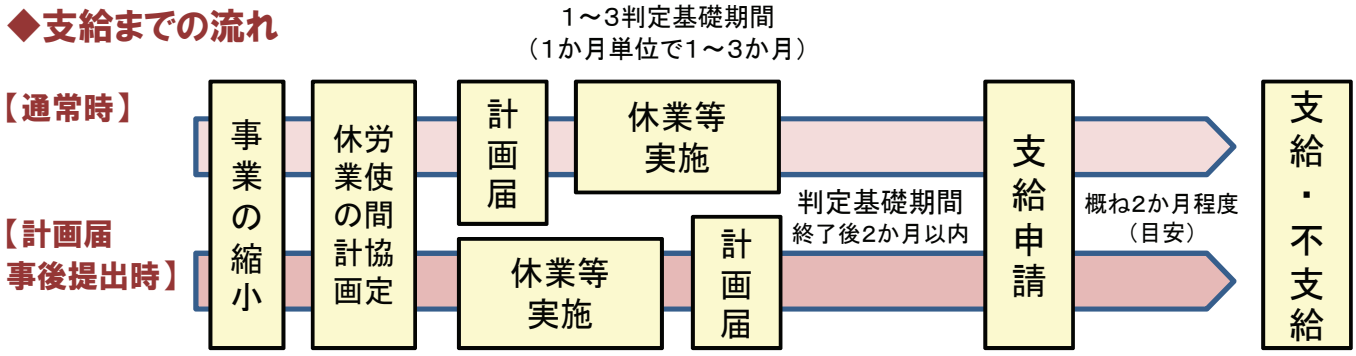

◆初回の計画届時に必要な書類（休業の場合）※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 （新型コロナウイルス感染症関係用）	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・労使協定書 ・労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 （生産指標は届出前月の数値で確認します。）	・生産指標（売上高等）のわかる書類 ・所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等

◆労使協定で最低限定める事項（休業の場合）※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

①休業の実施予定時期・日数、②休業の時間数、
③対象となる労働者の範囲及び人数、④休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
  - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
  - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
  - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること　等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の１／２０（大企業の場合は１／１５）以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。

無利子・無担保融資

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金　**【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間　基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】
「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件
・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】
・期間：借入後当初3年間
・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和２年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　03-3501-1544
※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引き下げ
（新型コロナウイルス対策マル経）

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】
最近１か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】
運転資金、設備資金

【融資限度額】
別枠1,000万円

【金利】
経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

更なる金融支援
（危機対応業務/危機関連保証）

危機対応業務

商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。

【制度概要】※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　03-3501-1544
※平日・休日9時00分～17時00分

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※保証対象業種に限る。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、SN保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円） ＋ **SN保証枠（2.8億円）** ＋ **危機関連保証枠（2.8億円）**

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会
※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長されました。

○ 申告期限・納付期限

	従来	延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	**令和2年4月16日(木)**
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	**令和2年4月16日(木)**
贈与税	令和2年3月16日(月)	**令和2年4月16日(木)**

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長されました。

○ 振替納付日

	従来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	**令和2年5月15日(金)**
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	**令和2年5月19日(火)**

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できますので、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

3月18日（水）第20回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、安倍総理は、生活に不安を感じておられる方々への追加的な措置を表明しました。

資料3

生活不安に対応するための緊急措置（案）

令和２年３月１８日
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和２年３月１０日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

（１）個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

○　返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を 20 万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104 億円）を措置する。

（２）公共料金の支払の猶予等

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

（３）国税・社会保険料の納付の猶予等

○　国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として１年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけではなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

（４）地方税の徴収の猶予等

○　地方税についても、（３）の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。

経営相談窓口

現在、中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」が設置されており、経営相談に対応しています。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

土日のご相談

※土曜日・日曜日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.meti.go.jp/press/2019/02/2020020/20200228010.html

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。